

広島港における津波に対する船舶対応表

| 区分 | 発令基準 | 対応措置 |
|----------|--|--|
| 注意喚起 | 地震の観測により、気象庁から潮位変動等に関する注意喚起がなされたとき。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 最新の地震・津波情報等を収集し、潮位変動等に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡態勢を確保する。 |
| 船舶津波警戒態勢 | 地震の発生により、気象庁から広島県沿岸に津波注意報（1 m未満）が発表されたとき。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 最新の地震・津波情報等を収集する。 2 船舶は、荷役・作業等を中止し、必要な避難準備を整える。 3 船舶代理店、運航管理者等との連絡態勢を確保する。 |
| 船舶津波避難勧告 | 地震の発生により、気象庁から広島県沿岸に津波警報（1 m以上）又は大津波警報（3 m以上）が発表されたとき。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 最新の地震・津波情報等を収集する。 2 船舶は、直ちに荷役・作業等を中止し、港域外の安全な海域^{注3}へ避難する。 ただし、津波到達予想時刻までに港域外の安全な海域^{注3}へ避難を完了することが困難な船舶及びタグボートによる離岸支援が不可欠な船舶等は、できる限り「投錨、増索等の係留強化」、「油・積荷等の流出防止」、「開口部閉鎖等の浸水防止」等の措置を執り、乗組員等を陸上避難場所に避難させることができる。 3 フェリー及び旅客船は、津波到達予想時刻までに余裕をもって最寄りの陸上避難場所へ旅客等を避難させることが困難な場合は、旅客等を乗船させたまま港域外の安全な海域^{注3}へ避難する。 4 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、津波到達予想時刻までに余裕をもって港域外の安全な海域^{注3}に避難することが困難な場合は、できる限り係留強化、陸揚げ固縛等の流出防止措置を執り、乗組員等を陸上避難場所に避難させることができる。 5 船舶は、避難の妨げとなる航路及び港の出入口付近に停泊してはならない。 6 港域外の船舶は入港を見合わせ、錨泊中の船舶は機関を使用する。 |
| 解除 | 広島県沿岸に発表された津波予報が解除され、港内の安全が確認されたとき。 ただし、港内の状況を勘案し、海域ごとに段階的に解除する場合がある。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水路及び係留施設等の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 2 水中障害物、漂流物等に注意して入港する。 |

注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

2 避難措置等については、気象庁が発表する広島港への津波到達時刻（到達までの時間）、津波の規模、日没時間等を考慮し、津波到達予想時間までに避難措置等を完了させることを基本に行動をすること。また、小型船、漁船、プレジャーボートは、乗員の安全を確保することを基本に行動すること。

3 南海トラフ等巨大地震発生時においては、原則、中大型船においては、伊予灘海域、小型船については、広島湾甲島南方海域に向け避難すること。

4 VHF搭載船は、常時国際VHF 16 c hを聴取し、AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。